

長崎外国語大学 教員の任期に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年6月13日法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項、第4条第1項第1号及び第2号の規定及び学校法人長崎学院任期付教員就業規則に基づき、長崎外国語大学（以下「本学」という。）に勤務する教員のうち、任期を定めて採用する教員（以下、「任期付教員」という。）の任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織・職名・任期)

第2条 任期付教員の教育研究組織・職名・任期は、別表に定めるとおりとする。

2 任期の満了した任期付教員は、第4条第1項に基づき再任用された場合を除き、任期満了時に退職する。

第3条 削除

(再任用)

第4条 任期付教員については、任期満了時において、学長が必要と認めた場合でかつ次の条件を全て満たすときは、再任用することができる。

- (1) 当該任期付教員の勤務実績が良好な場合
- (2) 当該任期付教員が次年度以降のカリキュラム編成において必要な場合
- (3) 本学の経営状態が良好な場合

2 当該任期付教員の再任用が適当であると認められたときは、任期満了の6ヶ月前までに、理事長は再任用を決定し通知する。

(同 意)

第5条 理事長は、第2条に定める教育研究組織及び職に教員を任用および再任用する場合は、別記様式によりその者の同意を得なければならない。

(勤務条件等)

第5条の2 教員の勤務条件等は、学校法人長崎学院特別任用教員就業規則又は雇用契約書の定めるところによる。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会が行う。

2 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律第5条第4項の規定に基づき、本学のホームページ等により公表するものとする。

附 則

この規程は、平成17年3月17日から施行し、平成17年4月1日以降に新規採用される教員に適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、改正前の第 2 条の規定により採用された教員の任期は解除する。
- 3 この規程施行の際、現に第 3 条各号の職にある者は、この規程により採用されたものとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に第 3 条各号の職にある者は、この規程により採用されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に第 3 条別表の職にある者は、この規程により採用されたものとみなす。

別表

教育研究組織	職 名	任 期	再任用の任期	再任用の回数
外国語学部 現代英語学科	特別任用教員 (教授・准教授・講師)	5 年	再任用なし	再任用なし
	特別任用講師	3 年	1 年	2 回まで
	特別任用外国人講師	3 年	1 年	2 回まで
	特別任用助教	2 年	1 年	3 回まで
外国語学部 国際コミュニケーション学科	特別任用教員 (教授・准教授・講師)	5 年	再任用なし	再任用なし
	特別任用講師	3 年	1 年	2 回まで
	特別任用外国人講師	3 年	1 年	2 回まで
	特別任用助教	2 年	1 年	3 回まで

同意書

年 月 日

学校法人長崎学院

理事長 殿

氏名 _____ 印

私は長崎外国語大学_____に採用されるに際して、長崎外国語大学教員の任期に関する規程第2条の規定に基づき、下記の期間、任期付教員として採用されることに同意します。

記

年 月 日 から 年 月 日 まで

以上